

捕獲ネコに関するQ&A ～譲渡に関して～

	Question	Answer
1	譲渡申請方法を教えてください。	<p>まず、譲渡認定者として認定されるために、「譲渡認定者認定」の申請をしていただく必要があります。奄美大島5市町村のホームページから申請書・誓約書を印刷し、ご記入ください。また、以下の提出物をご用意の上、申請書・誓約書と共に奄美大島ねこ対策協議会（奄美市役所世界自然遺産課内）へご送付ください。メールにて電子申請も可能です。</p> <p><b>【終生飼養される方】</b>            ①申請書(第1号様式)            ②誓約書(第3号様式)            ③顔写真付き身分証の写し            ④証明写真(縦30mm×横25mm)1枚            ⑤飼養場所(部屋等)概要及び写真            ⑥賃貸住宅の場合は、ペットが飼養可能な物件であると証明できる書類の写し            ⑦調査票</p> <p><b>【譲渡目的の方】</b>            ①申請書(第2号様式)            ②誓約書(第4号様式)            ③顔写真付き身分証の写し            ④証明写真(縦30mm×横25mm)1枚            ⑤飼養場所(概要)及び写真            ⑥団体の規約又は定款            ⑦直近の財務諸表又は収支決算書等の経営状態が分かる書類            ⑧活動実績            ⑨活動計画            ⑩新しい飼い主への譲渡方法の分かる書類一式            ⑪調査票</p> <p>審査会により譲渡認定者として認定され、譲渡前講習会を受講しますと、捕獲ネコの譲渡を受けることができます。詳しくはホームページの譲渡の流れをご覧ください。  <b>※申請後、審査会を行い、認定が決定するまで時間を要します。奄美大島へ来る予定がお決まりの方は、来島予定日の10日前までには書類が届くように手配をお願いします。</b></p>
2	譲渡の流れを教えてください。	<p>譲渡の流れは以下のようになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 譲渡認定者認定申請を行う(上記1を参照)</li> <li>2. 審査会において、譲渡認定者としての認定の可否を審査</li> <li>3. 認定された譲渡認定者は奄美ノネコセンターにて譲渡前講習会を受講            ※ただし、他自治体等で同等の講習会を受けたと判断された場合は免除となる場合もある。</li> <li>4. ノネコが捕獲されると、譲渡認定者へネコの情報と写真が送付される</li> <li>5. 引取りを希望する場合は、協議会へ連絡し、マッチングを実施</li> <li>6. マッチング後、引取りを希望するネコの譲渡申請を行う</li> <li>7. 不妊又は去勢手術とマイクロチップの装着後、譲渡            ※やむを得ない事情や自身での施術の希望がある場合は、施術せずに譲渡し、譲渡後に報告することも可能。詳細は奄美大島ねこ対策協議会事務局へお問い合わせください。</li> </ol>
3	譲渡を受けるまでに、奄美大島には何度行かなければならないですか。	<p>以下の際に奄美大島へ来ていただくことをお願いしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡前講習会を受けるとき(免除となった方を除く)</li> <li>・引き取りを希望するネコとのマッチングのとき(委任が可能※1)</li> <li>・引き取りのとき(輸送が可能※2)</li> </ul> <p>※1 委任をする場合は、委任状と認定証のコピー、委任された方の顔写真付き身分証のコピーの提出が必要となります。            ※2 やむを得ない場合に限りです。輸送費は譲渡対象者の負担となります。</p>
4	譲渡費用はいくらですか。	<p>譲渡の際は、不妊又は去勢手術費用(自身で行うことを希望された場合)、マイクロチップ装着費用、輸送費、その他治療費(希望があれば)等が必要となります。            また、譲渡申請受理後、すみやかに引取られない場合は、その期間の飼育費がかかる場合があります。</p>
5	所得証明書・納税証明書はなぜ提出しなければならないのですか。	<p>捕獲ネコはどのような病気を持っているか分からないこと、慣れるまで飼養に気を使わなければならない可能性があること等から飼養にはしっかりした体制を整える必要があります。それには相応の経済的負担がかかります。また、昨今、多頭飼育崩壊や虐待、飼育放棄などの事件も発生していることから、最後まで責任を持って飼っていただける方に譲渡を行いたいと考えております。</p> <p>その際の審査基準として提出をお願いしていましたが、ノネコ管理計画が運用され1年が経ち、運用の見直しを行い、終生飼養を希望される方は、所得証明書・納税証明書の提出を撤廃しました(令和元年10月23日より)。</p> <p>譲渡目的の法人、団体に関しましては、多くの頭数を飼養する場合がございますので、直近の財務諸表又は、収支決算書等の経営状態が分かる書類の提出をお願いしています。(譲渡目的の個人の方に関しても、飼養頭数が多い場合や協議会が確認が必要と判断した場合は、提出をお願いする場合があります。)</p>
6	飼育部屋の概要や写真はなぜ提出しなければならないのですか。	<p>協議会では、譲渡を行う際にノネコの馴化を行っていません。そのため、人に慣れていないネコや室内飼養に慣れていないネコもいることから、ネコの逸走防止や完全室内飼育を行えるか、飼養に適した部屋を有しているか等を判断するために提出をお願いしています。</p>

7	個人情報の取り扱いはどのようになっていますか。	協議会事務局である奄美市個人情報保護条例に基づいて管理しております。
8	収容期間が短く、譲渡の努力が足りないのではないのでしょうか。	保健所における捕獲犬及び猫収容時の公示期間等を参考にして収容期間は決めています。また、ウイルス陽性個体も含めて、適切に情報提供しているほか、遠方等からの譲渡希望を考慮し、マッチングを第三者に委任することができるなど、譲渡の機会の確保に努めています。 今後も引き取り希望者が増えるよう、SNS等で啓発に努めていきます。
9	写真などを公開すれば譲渡希望者は増えるかと思いますが、情報公開してもらえないのでしょうか。	協議会では、ネコを適正に飼ってくれる方へ譲渡するため、譲渡認定者の認定を行い、認定者に対して譲渡を行っています。譲渡認定者には、捕獲収容されたノネコの情報及び写真をメールにて送付しています。譲渡を希望される方は、まず譲渡認定者の申し込みをしていただくようお願いいたします。
10	譲渡をしたネコで譲渡先から新たな飼い主に正式に譲渡された数は何匹ですか。	最新の状況については、奄美大島ねこ対策協議会にお問い合わせください。
11	申請書等の書類はどこでダウンロードすればいいのですか。	奄美大島5市町村のHPで掲載していますので、ご確認ください。 ※奄美市のHPの場合 トップページの「自然環境」をクリック →ページが変わったら、下へスクロールし、「奄美大島におけるねこ対策」をクリック →「奄美大島における生態系保全のために捕獲したノネコ譲渡希望者の募集について」をクリック
12	審査会の開催日程は決まっているのですか。	申請を受付次第、日程を調整して決めています。なお、申請は随時受け付けています。
13	講習会の日程は決まっているのですか。	審査会で認定が決まり次第、譲渡認定者と日程調整を行います。
14	飼育費用1日330円の内訳は何ですか。	飼育費用1日330円の内訳は、キャットフード代やペットシート代、人件費等から算出しております。
15	飼育費用は、譲渡申請受理後何日目から発生しますか。	捕獲ネコ譲渡要領に基づいて、原則、譲渡申請受理翌日からの請求となります。譲渡申請書は、選定時（マッチング時）にご記入いただきます。

16	飼育費の費用請求に至った経緯を教えてください。	<p>以前の譲渡要領にも飼育費の支払いに関して明記していましたが、協議会で不妊及び去勢手術、マイクロチップの装着を行ってから譲渡を行っており、手術の日程の調整等に日数を要するなど協議会の都合で飼育日数が延びていたこともあり、飼育費は請求していませんでした。</p> <p>譲渡要領改定に伴い(2019年10月23日改定)、島外で不妊及び去勢手術、マイクロチップの装着を行えることとなりましたので、速やかに選定を行い、譲渡申請を行っていただいた後、直ちに引取りを行えるようになっていきます。</p> <p>原則、譲渡申請受理後、協議会で手術及びマイクロチップの装着を行わない場合は、直ちに引取りを行っていただけるようお願いいたします。</p> <p>やむを得ず、引取りができない場合は、引取り者のご都合となりますので、譲渡申請受理後翌日から飼育費を請求します。</p>
17	奄美大島ねこ対策協議会では、ネコのご飯やペットシーツ等の支援物資は受け付けますか。	<p>送付していただいた物資に関しては、奄美大島のねこ対策事業(野良猫TNR事業等)に活用させていただきたいと思っております。</p>
18	譲渡講習会の受講免除を申請する場合は、どのようにしたらよいのですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡認定者認定申請時に、他自治体の講習会を受講して、受講したと証明する証明書等(期限内のものに限る)があれば、その写しを一緒に同封して、送付してください。メールでの送付も可能です。</li> <li>・まだ受講されていない場合は、他自治体の講習会を受講してから、申請書と証明書等の写しを一緒に送付しても構いません。また、申請をされている間に受講していただき、後程、証明書等の写しを送付しても構いません。</li> <li>・受講したという証明書等がない場合は、お手数ですが、奄美大島へ来ていただき、講習会を受講していただけます。</li> </ul>
19	ノネコが捕獲された場合、認定者には写真付きのネコの情報メールが送付されると聞きましたが、それはいつの時点から送付されるのですか。	<p>原則、譲渡認定者と認定された方にメールを送付します。(審査会の審査で認定を受け、講習会を受講した時点で正式認定です。)</p> <p>講習会の受講免除の申請をされる方は、協議会が他自治体の講習を事項したと証明する証明書、又は、譲渡個体を適正に飼養できると認められる資格を有する等を確認し、譲渡認定者と認定後、メールを送付します。</p>
20	引取り決定後、飼育費を払えば長期間の飼養は可能ですか。	<p>奄美ノネコセンターはあくまで一時収容施設ですので、長期間の飼養は想定しておりません。</p> <p>譲渡決定後、速やかにお引き取りいただきますようご協力をお願いしています。</p>
21	飼育費は、1週間経過したら必ず発生するのですか。	<p>原則、譲渡申請書の受理の翌日から飼育費が発生しますが、必ずしも収容から1週間経過したら費用を請求するということではありません。</p> <p>状況によって対応していますので、詳しくは協議会事務局へお問い合わせください。</p>
22	譲渡認定者にならないと譲渡が受けられないとのことですが、譲渡先が少ないのではないのですか。	<p>ノネコについては、本協議会で馴化や譲渡適正の判断を行っておりません。</p> <p>飼養を希望する方へはあらかじめその旨を承諾いただくとともに、ネコを飼養する自宅の間取り図や現況の写真等必要書類をお送りいただき、協議会において最後まで適正に飼養いただけるかどうか判断したうえで譲渡を行っています。</p> <p>なお、譲渡認定の申請は、いつでも受付を行っています。また、引き続き譲渡先が増えるよう普及啓発に努めます。</p>

捕獲ネコに関するQ&A ～捕獲に関して～

NO	Question	Answer
1	捕獲はどこで行うのですか。	環境省が行っています。
2	捕獲はどこで行うのですか。	希少種の多い森林において捕獲を実施しています。
3	捕獲の方法は何ですか。	生け捕り式のかごわなを使用します。また、自動撮影カメラでモニタリングを行い、ノネコの生息状況を確認しながら、作業を進めています。
4	かごわなとカメラの台数はいくつですか。	2023年5月現在でかごわなは500基程度、自動撮影カメラは300台程度使用しています。今後、事業の進捗状況に合わせてわなやカメラの数は変更する可能性があります。
5	誘引餌は何を使っていますか。人工的な餌付けにより、生態系への悪影響はないのですか。	現在は、キャットフードを中心に使用しており、状況をみながら検討・変更を行なっているところです。 捕獲のために限定的に誘引餌を使用しているため、生態系への悪影響はほとんどないと考えています。
6	かごわなでノネコ以外の動物の捕獲はあるのですか。	ノネコ以外の動物が捕獲される場合もあります。在来種が捕獲された場合は健康状態を確認した上で、速やかに放逐することとしています。 詳細については環境省奄美群島国立公園管理事務所にお問い合わせください。

7	<p>捕獲開始からこれまでに捕獲されたネコの数を教えてください。</p>	<p>捕獲を開始した2018年7月から2023年5月末までの捕獲頭数は449頭です。最新の状況については、環境省奄美群島国立公園管理事務所までお問い合わせください。また、奄美市のHPでも掲載しておりますので、そちらもご覧ください。</p> <p>※奄美市HP 「自然環境」クリック →「奄美大島におけるねこ対策」クリック →「ネコ対策のこれまでの成果」クリック</p>
8	<p>首輪またはマイクロチップ等の装着により飼い猫である可能性があり公示したネコの数を教えてください。</p>	<p>2023年5月末時点で、飼い猫である可能性があるとして判断されたネコは25頭であり、そのうち公示したネコは11頭、マイクロチップの装着等により公示前に飼い主へ返還をしたネコが14頭です。最新の状況については、奄美大島ねこ対策協議会事務局にお問い合わせください。</p> <p>また、奄美市のHPでも掲載しておりますので、そちらもご覧ください。</p> <p>※奄美市HP 「自然環境」クリック →「奄美大島におけるねこ対策」クリック →「ネコ対策のこれまでの成果」クリック</p>
9	<p>捕獲されたネコのうち、TNR事業等で耳カットされたネコの数を教えてください。</p>	<p>2023年5月末時点で、耳カットされたネコの捕獲数は150頭です。最新の状況については、奄美大島ねこ対策協議会事務局にお問い合わせください。</p>

捕獲ネコに関するQ & A ～その他～

No	Question	Answer
1	現在、何頭のノネコがいるのですか。	奄美大島における森林内に生息するノネコの数約600～1200頭（推定生息数）と推定されています（2013年時点）。
2	安楽死を前提としてノネコの捕獲を進めるのですか。	「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に基づき、捕獲した個体は、まず飼養を希望する方への譲渡へ努めています。ただし、譲渡できなかった個体については、やむを得ず安楽死処置を行うこととしています。
3	引き取られなかった個体はいつ安楽死されるのでしょうか。	個体毎の安楽死の処置の日程は、明らかにできません。
4	捕獲や安楽死の結果の公表はしないのですか。	捕獲や譲渡等に関する情報は、定期的（月末等）にまとめたデータを新聞社等へ公表しています。
5	捕獲したノネコに、どのような検査を行うのですか。	捕獲したノネコは、奄美ノネコセンターにおいて、基本的に全頭、ウイルス検査（猫エイズ・猫白血病）を行っています。
6	ウイルス検査陽性個体は譲渡するのですか。	陽性個体であっても引き取りたいとの希望がある場合、個別の事情に照らして譲渡の可否を判断することとしています。 ウイルス検査陽性個体は、譲渡対象者が多頭飼育の場合、接触感染等により先住猫の生命を脅かす可能性や、脱走により何の責任もない他の飼養個体へのウイルスの拡散につながりかねないというリスクがあります。また、様々な病気にかかりやすいとされており、経済的な負担の増加や終生飼養への不安などによる飼育放棄等の可能性も否定できません。譲渡対象者にはこれらのリスクを説明した上で、認定時の条件と照らし合わせて判断することになります。

7	奄美ノネコセンターの収容頭数は何頭ですか。	最大50頭となっています。
8	1週間程度の一時収容の期間は何を根拠に決めているのですか。	一時収容の期間は、保健所等での公示期間や民間団体や専門家等の意見などを参考に、総合的に検討し判断しました。
9	収容頭数に満たない場合は、期限を延ばして飼い主が見つかるまで飼育してもらえないのですか。	奄美ノネコセンターは、あくまで一時的な収容を想定した施設であり、収容期間は原則1週間程度としています。
10	飼い猫と思われるネコが捕獲された場合の対応方法を教えてください。	捕獲されたネコが飼い猫と判断された場合は、所有者確認のため市町村役場の掲示板にて公示を行います。また、飼い主からの迷い猫の相談は、各市町村で随時受け付けております。
11	飼い主がいるかもしれない猫の公示期間がなぜ1週間なのですか。	保健所における保護犬及び猫収容時の公示期間にならって運用しているものです。
12	飼い主がいるかもしれない猫について公示しても所有者が分からない場合はどうなるのですか。	1週間公示後に所有者が判明しないネコについては、県が所有者不明ネコとして引き取ります。
13	アマミノクロウサギは生息数が増加していると聞いています。それなのになぜノネコを捕獲するのですか。	奄美大島はアマミノクロウサギだけではなく、その他の哺乳類や鳥類、爬虫類、昆虫類など多くの固有種、希少種が生息しています。 ノネコの糞の分析結果から、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミノクロウサギ等の希少種をはじめ、鳥類、は虫類などが捕殺されていることが判明しています。このようなノネコによる生態系全体への影響を防ぐため、ノネコの捕獲を行うものです。



14	<p>アマミノクロウサギの死亡の原因は交通事故が一番多いのではないですか。その対策は行っているのですか。</p>	<p>森林内の野生動物の死体は通常見つかりにくいので、発見されやすい道路上の死体が回収される傾向にあります。それらの多くは交通事故によるため、回収された死体の死亡原因の一番が交通事故になってしまいます。</p> <p>また、森林内で回収されても、死因が特定できるものはわずかで、多くが原因不明とされてしまいます。従って、ノネコによる死亡個体数として把握された数や割合は、実態のごく一部であり、実際に捕殺された個体の実数や割合はそれよりも高いと推察されます。しかし、交通事故も大きな原因のひとつであることには変わりはないので、交通事故対策として、道路上の減速帯の設置、交通事故防止キャンペーンなどを実施し、周知啓発に努めております。</p>
15	<p>徳之島が不妊去勢手術（TNR）を行って、ノネコの捕獲をせずに対策を行ったと聞きました。奄美大島でも同じような対策ができないのですか。</p>	<p>奄美大島5市町村および徳之島3町では、森林域に生息しているノネコは捕獲・収容を行い、市街地に生息しているノラネコは、不妊又は去勢手術を行い、元の場所へ戻すTNR対策を行っています。</p> <p>ノネコを希少種や固有種の生息域から排除しているため、アマミノクロウサギの生息数や生息場所が広がりつつあることがわかってきました。</p> <p>ノネコに不妊又は去勢手術を施し、再度森林内に戻しても、希少種を捕食してしまう可能性があることから、問題の解決にはならないため、ノネコは捕獲後、奄美ノネコセンターへ収容します。</p>
16	<p>耳カットをされたネコは野良猫と考えられますが、もし安楽死になった場合みだりな殺処分にあたるのではないのでしょうか。</p>	<p>捕獲は、「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に基づいて適正に行っており、そこで捕獲されたネコに関しては、例え譲渡先が見つからず、安楽死になったとしてもみだりな殺処分には当たらないと認識しています。</p>
17	<p>もし飼い猫が脱走してしまった場合、どちらにお問い合わせをしたらいいですか。</p>	<p>飼い猫が脱走してしまった場合は、以下へご連絡ください。 なお、捕獲ネコに関しては、各関係機関と情報共有をしております。</p> <p>【お問い合わせ先】 ○奄美大島ねこ対策協議会（奄美市役所世界自然遺産課内） TEL:0997-52-1111(内線5373・5374・5375) Mail:amami.nonekocenter@gmail.com</p> <p>○名瀬保健所 TEL:0997-52-5411</p>